

運 営 規 程

医療法人社団 明德会

第1章 施設の目的及び運営の方針

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人社団明徳会が、国が定める高齢者の居住の安定確保に関する法律並びに社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づいて設置するサービス付き高齢者住宅 メディカル テラス（以下「施設」という。）の適正な運営と利用者に対する適切なサービスの提供を確保するために、管理運営に関する必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

(施設の目的)

第2条 施設は、法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、施設が居宅であることを踏まえながら、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本とした、心にゆとりをもって安定した生活及び充実した生活を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設は、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与を提供することにより、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるように努めていくものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその場の立場に立ってサービスの提供を行うように努めていくものとする。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、浜松市、老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていくものとする。

4 施設は、安定かつ継続的な事業運営に努めていくものとする。

(サービス提供の方針)

第4条 施設は、利用者に対して安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供できるものとする。

2 施設の職員は、利用者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の人員基準及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職員の人員基準及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に必要な指揮命令を行う等、施設の運営管理を統括する。

(2) 事務員 1名

事務員は、庶務及び経理事務に従事する。

(3) 生活相談員 1名

生活相談員は、利用者からの生活相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、居宅介護支援事業者等との密接な連携を図り、入居又は退去に際して必要な調整を行う。

また、苦情の内容等、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行う。

(4) 看護・介護職員 11名（内看護職員1名以上）

看護職員は、常に利用者の健康状況の把握に努め、健康保持及びそれに伴う支援を行う。

介護職員は、利用者の心身に状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援を行う。

(5) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1名

計画作成担当者は、特定施設入居者生活介護を提供する利用者に対して特定施設サービス計画を作成する。

(6) 機能訓練指導員（理学療法士又は作業療法士） 1名

機能訓練指導員は、特定施設入居者生活介護を提供する利用者に対して機能訓練計画書を作成し、心身機能維持向上に努める。

2 前項に掲げる職員数については、それぞれ必要に応じて、増員することができるものとする。

第3章 施設の名称等および入居定員

(施設の名称等)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：サービス付き高齢者住宅 メディカル テラス

所在地：静岡県浜松市浜名区平口1975番地

(入居定員及び居室数)

第7条 施設の入居定員は、45名とする。

2 居室数は45室とする。

第4章 利用者に提供するサービスの内容及び利用料その他費用の額

(サービスの内容)

第8条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 特定施設サービス計画の作成

施設は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、多職種と協議の上、サービスの目標、サービス内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(2) 食事の提供

施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(3) 入浴の提供

施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供し、適切な方法により入浴又は清拭を行い、利用者の清潔の保持に努める。

(4) 相談及び援助

施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(5) 居宅サービス等の利用

施設は、利用者が居宅サービス等の利用が必要な場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行うものとする。

(6) 社会生活上の便宜の供与及びその他の日常生活上必要な便宜の提供

- ① 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- ② 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。
- ③ 施設は、利用者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努める。
- ④ 施設は、要介護認定の申請等の行政機関への手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うものとする。

(7) 機能訓練

施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

① 個別的な選択による介護サービス利用料

・個別的な外出介助、買い物等の代行

2 月額の利用料は、別に定める重要事項を記した文書（重要事項説明書）の額とする。

3 前2項に定める利用料（以下「利用料」という。）は、毎月末日に締め切り、翌月末日までに所定の方法により支払うものとする。

4 利用料の支払い方法は、①口座振替、②振込み、③現金（所定受付窓口）のいずれかとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第10条 利用者の心身の状況により、施設長が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断し、利用者及び家族の同意を得た場合は、一時介護室に入居し、サービスの提供を受けることができるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 食事は、特段の事情がない限り施設が提供する食事を利用する。

(2) 面会は、午前7時00分から午後7時30分。

(3) 消灯時間は、午後9時00分。

(4) 施設内は喫煙できないものとする。また居室内の火器使用は厳禁とする。

(5) 設備、備品の利用は、職員の許可を必要とする。

- (6) 所持品、備品等の持ち込みは、職員の許可を得て原則自由。
- (7) 金銭、貴重品の管理は、利用者各自とする。
- (8) 居室、共用部分における犬、猫、その他の動物の飼育不可。
- (9) 職員、他の利用者に対し、迷惑を及ぼす宗教活動、政治活動、営利活動は禁止する。
- (10) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第12条** 施設には、消火設備、非常放送用設備等、非常災害時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する消防計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に施設職員に周知するものとする。
- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第13条** 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、利用者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存することとする。
- ① 利用者に提供するサービスに関する計画。
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録。
 - ③ 第20条に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむやむを得ない理由の記録。
 - ④ 第22条に規定する苦情の内容等の記録。
 - ⑤ 第19条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。
 - ⑥ 運営懇談会における報告等の記録

(入居申込者等に対する説明等)

- 第14条** 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し施設の運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、署名若しくは記名押印をしていただいた上で、サービスの内容等について利用者の同意を得て、入居契約を取り交わす。

(入退去)

- 第15条** 施設は、利用者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めるものとする。
- 2 施設は、利用者の心身の状況、利用中に提供することができるサービスの内容等に照らし、当該施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めるものとする。

3 施設は、利用者の退去に際しては、居宅サービス計画、又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者、又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービスや福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(健康の保持)

第16条 施設は、利用者に対して常に健康保持に努め、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとする。

(衛生管理等)

第17条 施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に定める「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第18条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を同法人の下で運営する「十全記念病院」とする。

所在地：静岡県浜松市浜名区小松1700番地

電話番号：053-586-1115

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底を図る。

(2) 事故発生防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、事故発生防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等及び浜松市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、前項の事故について、その状況及び事故の際して採った処置を記録するものとする。

4 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第20条 施設は、利用者に対するサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。

2 施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を必ず記録し、保管するものとする。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(苦情への対応)

第22条 施設は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、その提供したサービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(重要事項の揭示)

第23条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとする。

(地域社会の連携)

第24条 施設は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するものとする。

(事務及び業務処理)

第25条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針に定められたところから従い適切な処理に努めなければならない

(秘密保持等)

第26条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第27条 職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 この規程を定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長が定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月12日から施行する。

この規程は、平成30年10月16日から施行する。

この規程は、令和 3年 9月 8日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。